

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則

香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(予定価格及び最低制限価格)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項</u>の規定により定められた最低制限価格を記載し、又は記録した書面は、その内容が認知できない方法により、開札の際に開札の場所に置くものとする。</p> <p>4 契約担当者は、第1項の規定により定められた予定価格を入札前に<u>公表するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、契約担当者は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定により定められた予定価格を入札前に公表しないことができる。</u></p> <p>6 <u>第3項の規定は、前項の規定により予定価格を入札前に公表しない場合について準用する。</u></p>	<p>(予定価格及び最低制限価格)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項</u>の規定により定められた<u>予定価格又は最低制限価格</u>を記載し、又は記録した書面は、その内容が認知できない方法により、開札の際に開札の場所に置くものとする。</p> <p>4 契約担当者は、<u>特に必要があると認めるときは、第1項の規定により定められた予定価格を入札前に公表することができる。この場合において、当該入札に係る予定価格を記載し、又は記録した書面については、前項の規定は、適用しない。</u></p>

第7号様式（第35条関係）

工事請負変更契約書

請負代金額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円

工 事 名

工 事 の 場 所

変更前工期 自 年 月 日 至 年 月 日

変更後工期 自 年 月 日 至 年 月 日

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

該当する

分別解体等の方法等（変更あり（別紙のとおり）
変更なし）

該当しない

発注者香川県と受注者 〃 が 年 月 日に締結した契約に係る上記工事の工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面及び仕様書）の内容の一部を変更する契約を締結し、その証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

発注者 香川県

住所

契約担当者職氏名

印

受注者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

備考 1 請負代金額の増減金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、増額の場合は頭書に¥の記号を付記し、減額の場合は頭書に△の記号を付記すること。

2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第7条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

第7号様式（第35条関係）

工事請負変更契約書

請負代金額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円
請負代金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額		千	百	十	万	千	百	十	円

工 事 名

工 事 の 場 所

変更前工期 自 年 月 日 至 年 月 日

変更後工期 自 年 月 日 至 年 月 日

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無]

該当する

分別解体等の方法等（変更あり（別紙のとおり）
変更なし）

該当しない

発注者香川県と受注者 〃 が 年 月 日に締結した契約に係る上記工事の工事請負契約書及び設計図書（設計書、図面及び仕様書）の内容の一部を変更する契約を締結し、その証として、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原契約書とともに保有する。

年 月 日

発注者 香川県

住所

契約担当者職氏名

印

受注者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

備考 1 請負代金額の増減金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインクで記入するとともに、増額の場合は頭書に¥の記号を付記し、減額の場合は頭書に△の記号を付記すること。

2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。